

# 地域商店街活性化法について

---

平成21年7月  
中小企業庁 商業課

# 1. 全体概要

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）

商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める試みを支援することにより、地域と一体となったコミュニティづくりを促進し、商店街を活性化。また、商店街を担う人材対策を強化。

## 1. 法の趣旨

○ソフト事業も含めた商店街活動への支援を強化  
(取組事例)

地域への貢献:高齢者・子育て支援、宅配サービス  
地域の魅力発信:地域イベント、商店街ブランド開発

○地域のニーズに沿った空き店舗利用を支援

○商店街の意欲ある人材を育成・確保

○関係省庁・地方公共団体と連携した支援

## 地域活性化に取り組む商店街の事例

### 【岩内名店街(北海道岩内町)】

空き店舗を活用し、『いわない楽座』を設置。地域の特産品を扱う『アンテナショップ』、お年寄りや子育て世代の交流を促進する『コミュニティスペース』や『インターネットカフェ』などを設け、地域住民の利便の向上に貢献している。



### 【水木しげるロード(鳥取県境港市)】

同市出身の水木しげる氏の人気アニメ『鬼太郎』の妖怪オブジェを四商店街に配置し、オブジェを利用したスタンプラリーの実施や、各店舗で『鬼太郎』グッズを販売することにより、市内外からの来訪者が増加している。



## 2. 支援策の内容

《資金・税制支援を抜本的に拡充》

- ★補助金:21年度 **42億円**、補助率**2/3**  
(←20年度 30億円、補助率1/2)
- ★税制措置:**土地譲渡所得の1500万円特別控除**  
商店街内の遊休土地の譲渡を促進(空き店舗対策)
- ★融資関連:**市町村による高度化融資(無利子)の新設、小規模企業設備導入無利子貸付(貸付割合1/2→2/3)**

《人づくり…「やる気」を喚起し、ノウハウを提供》

- ★「**(株)全国商店街支援センター**」の取組を支援  
人材研修、起業支援、支援人材の派遣(大手流通企業のOB活用)、商店街活性化手法・ノウハウの提供・普及

《優れた取り組みを全国に普及》

- ★「**新・がんばる商店街77選**」  
「わたしたち元気です!商店街」(農商工、空き店舗、高齢者等)

《各省庁・自治体の連携で、効果的に実施》

- ★関係省庁による商店街振興施策の連携
- ★自治体:**地域づくりと一体化した支援**  
国:**全国へモデル普及、広域連携・異業種連携を促進**

## 2. 具体的内容

### 1. 法律制定の目的

商店街を支援することにより、中小の小売業者やサービス業者を振興するとともに、地域住民の生活利便の向上や住民間の交流に役立つ活動を活発化させることを促し、地域のコミュニティの担い手としての役割を強める。

このため、本法を制定し、ソフト事業等の商店街活動への支援の強化、空き店舗対策の強化、人材育成の支援など、全国的な見地から総合的な商店街支援措置を講じる。(法第1条)

### 2. 法律の内容

#### (1) 基本方針の策定

① 経済産業大臣が、**商店街活性化事業**の促進に関する基本方針を策定する。(法第3条)

商店街活性化事業とは、商店街振興組合等が地域住民の生活に関する需要に応じて行う商店街活性化のための事業。

② 基本方針の内容は以下のとおり。

- 一 商店街活性化事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 商店街活性化事業に関する次に掲げる事項
  - イ 商店街活性化事業の内容に関する事項
  - ロ 商店街活性化事業の促進にあたって配慮すべき事項
- 三 商店街活性化支援事業に関する次に掲げる事項
  - イ 商店街活性化支援事業の内容に関する事項
  - ロ 商店街活性化支援事業の促進にあたって配慮すべき事項

③ 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、中小企業政策審議会の意見を聴くとともに、遅滞なく公表する。

#### (2) 商店街活性化事業計画の作成及び支援制度の創設

経済産業大臣が、都道府県及び市町村に意見を聴いた上で商店街活性化事業に関する計画を認定。(法第4条) 認定を受けた商店街振興組合等やその構成員である商店主などが行う商店街活性化事業に対し、次の支援措置を講ずる。

① 認定事業に対する補助金の補助率を1/2から2/3に引き上げる。

(中小企業活力向上補助金：予算額《21年度 42億円》←《20年度 30億円》)

② 認定事業を行う商店街等に土地を譲渡した者に対して、1500万円を上限に譲渡所得の特別控除を行う。

③ 小規模企業等設備導入資金等助成法の特例により、認定事業を行う小規模企業者(商業・サービス業：従業員5人以下)に対し、設備資金貸付(無利子)の貸付割合の引き上げ(1/2以内 → 2/3以内)を行う。(法第9条)

【参考】商店街の導入設備例 → 鮮魚用ショーケース、飲食店向け厨房機器

④ 中小企業信用保険法の特例により、保険限度額の拡大(2倍・別枠)、てん補率の引上げ(70%→80%)、保険料率の引下げ(3%以内→2%以内)を行う。(法第8条)

### (3) 商店街活性化支援事業計画の作成及び支援制度の創設

一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動(NPO)法人で、議決権、財産価額等の1/2以上を中小企業者が有している者が作成した商店街活性化を支援する事業に関する計画を、経済産業大臣が認定。(法第6条) この認定を受けた一般社団法人等を中小企業者とみなして中小企業信用保険法を適用する。(法第8条)

商店街活性化支援事業とは、商店街振興組合等に対する商店街活性化事業に関する計画の作成に必要な情報の提供及びこれと併せて行う研修、指導又は助言その他の取組により、商店街活性化事業の円滑な実施を支援する事業。

### (4) (独)中小企業基盤整備機構の高度化融資制度の拡充

市町村(特別区を含む。)が、認定事業者に対して認定事業の実施に必要な資金を無利子貸付けする場合に、(独)中小企業基盤整備機構が当該市町村に対してその貸付資金の一部(80%まで)を貸付できるようにする。(法第10条)

【参考】 対象となる事業例:空き地を利用したイベント広場を整備する費用、空き店舗を取得して高齢者交流センターを設置する費用 など

### (5) 人材育成

商店街の人材育成を国の責務と規定。(法第11条関係) (「(株)全国商店街支援センター」が行う人材育成、ノウハウ提供等の事業を支援。)

### (6) 有用情報の収集・発信

事例集の作成などを通じて商店街活性化に取り組む商店街にとって有用な情報を収集・発信。また、「新・がんばる商店街77選」(平成21年3月31日・選定)など全国各地で先進的な取組みを行う商店街を顕彰、広報する。(法第11条関係)

### (7) 関係省庁が連携した支援体制

商店街が各種商店街関連施策を利用する際の便宜を高めると同時に、支援の効果を高めるため、関係省庁の連携体制を整備する。(法第11条関係)

### 3. 事業計画認定スキーム

#### 基本方針の策定(経済産業大臣)

- 商店街活性化事業の促進の意義及び基本的な方向
- 商店街活性化事業の内容、事業促進に当たって配慮すべき事項
- 商店街活性化支援事業の内容、事業促進に当たって配慮すべき事項

#### 事業計画の作成(商店街振興組合等)

##### 商店街活性化事業計画 (作成主体:商店街振興組合等)

商店街振興組合等が地域住民の生活に関する需要に応じて行う商店街活性化のための事業

→ 空き店舗を活用したコミュニティ施設の設置・運営、街路のバリアフリー化、集客イベント等を支援  
組合と一体となって事業を行う組合員等に対しても支援を実施

##### 商店街活性化支援事業計画 (作成主体:一般社団法人等)

商店街振興組合等に対する商店街活性化事業に関する計画の作成に必要な情報の提供及びこれと併せて行う研修、指導又は助言その他の取組により、商店街活性化事業の円滑な実施を支援する事業

申請

認定

#### 事業計画の認定(経済産業局長)

都道府県、市町村の意見の聴取・配慮